

県民税株式等譲渡所得割（県税）

特定口座内（源泉徴収を選択したものに限りです。）での上場株式等の譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、証券会社などから上場株式等の譲渡益の支払いを受ける人が、その証券会社を通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける上場株式等の譲渡益の額の3%（所得税として別に7%かかります。）

この軽減税率の適用は、平成25年12月31日までの経過措置です。平成26年1月1日以後は5%（所得税として別に15%かかります。）となります。

◆申告と納税

証券会社などが、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち5分の3相当額が、県内の市町村に対し交付されます。